

# 財団法人広島県女性会議寄附行為

(昭和63年8月23日認可)

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、財団法人広島県女性会議という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を広島市中区富士見町11番6号に置く。

(目的)

第3条 この法人は、女性の自立と社会参加を促進するとともに、女性の国際理解を深めることにより、女性の地位向上及び福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 女性に係る啓発、相談、研修、情報、文化活動等に関する事業
- (2) 女性の就業に関する事業
- (3) 女性の国際交流の推進に関する事業
- (4) 女性総合センターの管理及び運営
- (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

## 第2章 資産及び会計

(資産の構成)

第5条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 寄附金品
- (3) 資産から生じる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(資産の種類)

第6条 資産は、基本財産及び運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の処分の制限)

第7条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、理事会において、理事現在数の4分の3以上の同意を得、かつ、主務官庁の承認を得て、その一部を処分し、又は担保に供することができる。

(資産の管理)

第8条 資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決により定める。

2 基本財産のうち、現金は、郵便官署若しくは確実な金融機関に預け入れ、信託会社に信託し、又は国債、公債その他確実な有価証券に換えて保管しなければならない。

(経費の支弁)

第9条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第10条 この法人の事業計画及び収支予算は、理事会の議決により定め、毎会計年度開始前に、主務官庁に届け出なければならない。

2 理事長は、前項の事業計画及び収支予算を変更しようとするときは、理事会の議決を得た後、主務官庁に届け出なければならない。

(事業報告及び決算など)

第11条 この法人の事業報告及び収支決算は、毎会計年度終了後3月以内に、理事長がその年度の事業報告書並びにこれに伴うその年度末の収支計算書、貸借対照表、正味財産増減計算書及び財産目録を調製した上で、これらの書類について監事の監査を経、理事会の承認を受けた後、主務官庁に届け出なければならない。

(長期借入金等)

第12条 この法人が資金の借入れ(その会計年度の収入をもって償還する短期のものを除く。)をしようとするとき又は新たな義務の負担若しくは権利の放棄のうち重要なもの(収支予算で定めるものを除く。)をしようとするときは、理事会の議決を得、かつ、事前に主務官庁に届け出なければならない。

(会計年度)

第13条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(特別会計)

第14条 この法人は、必要に応じ特別会計を設けることができる。

第3章 役員等

(役員の種類及び定数)

第15条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事10人以上15人以内

(2) 監事2人

2 理事のうち、1人を理事長、2人以内を副理事長とする。

3 理事のうち、1人を常務理事とすることができる。

(役員を選任)

第16条 役員は、理事会において選任後、主務官庁の承認を受けなければならない。

2 理事長、副理事長及び常務理事は、理事会において理事の互選により定める。

3 特定の地位により、役員に選任された者が、当該地位を失った場合には、第1項の規定にかかわらず、理事長は当該地位の後任者をもって後任の役員を選任することができる。この場合、後日の理事会において承認を得なければならない。

4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(役員職務)

第17条 理事長は、この法人を代表し、会務を統括する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長があらかじめ指名した順位により、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 常務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、この法人の常務を処理する。ただし、常務理事を置かない場合は、理事長があらかじめ指名した副理事長が、この法人の常務を処理する。

4 理事は、理事会において、法人の業務の執行を決定する。

5 監事は、民法(明治29年法律第89号)第59条に規定する職務を行う。

(役員任期)

第18条 役員任期は、2年とする。ただし、補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第19条 役員が、次の各号のいずれかに該当するときは、理事会において、理事現在数の4分の3以上の同意を得た後、主務官庁の承認を経て解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとするときは、その役員に理事会において弁明の機会を与えなければならない。

(顧問)

第20条 この法人に、顧問若干名を置くことができる。

2 顧問は、理事会の同意を得て理事長が委嘱する。

3 顧問は、この法人に対し、重要な事項について必要な助言を行う。

(評議員)

第21条 この法人に、評議員25人以上30人以内を置く。

2 評議員は、理事会において選任し、理事長が委嘱する。

3 評議員は、理事長が必要と認める事項について、その諮問に応じ、運営について意見を述べる。

4 評議員及び役員は、相互に兼ねることができない。

5 評議員には、第18条及び第19条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは、「評議員」と読み替えるものとする。

(報酬及び費用の支弁)

第22条 役員及び評議員には、その地位のみに基づいては報酬を支給しない。

2 常勤役員に対する報酬は、理事会の議決を得て理事長が定める。

3 役員及び評議員には、その職務を行うために要する費用を支弁することができる。

4 前項の規定による費用の支弁に関して必要な事項は、理事会の議決を得て理事長が定める。

(事務局)

第23条 この法人の事務を処理するため、事務局を置き、所要の職員を置く。

2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を得て理事長が定める。

第4章 理事会

(構成)

第24条 理事会は、理事をもって構成する。

2 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(権能)

第25条 理事会は、この寄附行為に別に規定するもののほか、この法人の運営に関し重要な事項を議決する。

2 次に掲げる事項については、理事会は、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

(1) 事業計画及び収支予算の決定

- (2) 事業報告及び収支決算の承認
- (3) 不動産の買入れ又は基本財産の処分若しくは担保の提供
- (4) その他理事長が必要と認めた事項

(招集)

第26条 理事会は、理事長が招集する。

2 現在理事数の3分の1以上又は監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときは、速やかに理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するには、理事に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、あらかじめ文書をもって通知しなければならない。ただし、あらかじめ理事全員が承諾したときは、これによらないことができる。

(議長)

第27条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第28条 理事会は、理事現在数の3分の2以上が出席しなければ開会することができない。

(議決)

第29条 理事会の議事は、この寄附行為に別に規定するもののほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において、議長は、理事として議決に加わる権利を有しない。

(書面表決等)

第30条 やむを得ない理由のため、理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又はあらかじめ理事長が認める代理人に表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については出席したものとみなす。

(議事録)

第31条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
  - (2) 理事の現在数
  - (3) 会議に出席した理事の数及び氏名(書面表決者及び表決委任者を含む。)
  - (4) 議決事項
  - (5) 議事の経過及び要領並びに発言者の発言要旨
  - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び出席した理事の中からその会議において選出された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

## 第5章 評議員会

(構成)

第32条 評議員会は、評議員をもって構成する。

(権能)

第33条 評議員会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、理事会の諮問に応じ、及び理事長に対し必要と認める事項について助言することができる。

(開催)

第34条 評議員会は、理事長が必要と認めたとき又は評議員の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して理事長に対して請求があったときに開催する。

(招集)

第35条 評議員会は、理事長が招集する。

(議長)

第36条 評議員会の議長は、その評議員会において、出席評議員のうちから理事長が指名する。

(定足数、議決、書面表決、議事録)

第37条 第28条から第31条までの規定は評議員会について準用する。この場合において、これらの規定中「理事会」とあるのは「評議員会」と、「理事」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

(雑則)

第38条 第32条から前条までに定めるもののほか、評議員会の運営に関し必要な事項は、理事会で定める。

## 第6章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第39条 この寄附行為は、理事会において、理事現在数の4分の3以上の同意を得、かつ主務官庁の認可を受けなければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第40条 この法人は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会において、理事現在数の4分の3以上の同意を得、かつ主務官庁の承認があったときに解散する。

2 解散したときに存する残余財産は、理事会の議決を経、かつ主務官庁の許可を得て、この法人と類似の目的を持つ団体に寄附するものとする。

## 第7章 雑則

(委任)

第41条 この寄附行為の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て、別に定める。

附則

1 この寄附行為は、主務官庁の設立の許可があった日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、第16条第1項の規定にかかわらず、設立者の定めるところによるものとし、その任期は、第18条第1項の規定にかかわらず、昭和65年3月31日までとする。

3 この法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第10条第1項及び第25条第2項の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。

4 この法人の設立初年度の会計年度は、第13条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から昭和64年3月31日までとする。

附則

この寄附行為は、平成元年4月19日から施行する。

附則

この寄附行為は、平成6年6月6日から施行する

附則

この寄附行為は、平成18年6月22日から施行する。